

告示第 68 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

松野町長 坂 本



- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日  
令和 8 年 9 月 24 日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項に基づく政令に定める方法により納付されるもの。

以下、具体的な特定歳入等を記す。

- (1) 介護保険料
- (2) 後期高齢者医療保険料
- (3) 住宅使用料